

2023年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試B日程 試験問題

## 民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め4枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配付されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民法法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の[問 1]および[問 2]に解答しなさい。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

[問 1](60 点)

以下の[事実](1)から(5)を前提として、下記の[問い]に解答しなさい。

[事実]

- (1) 岡山県岡山市北区に居住する A は、家業を営む中で B と継続的な取引を行ってきた。AB 間には互いに債権・債務が発生しては消滅を繰り返しており、これまでの取引において特に目立ったトラブルは生じてこなかった。
- (2) 2022 年 7 月 4 日時点では、A は B に対して売掛代金債権 1000 万円（以下「 $\alpha$  債権」という。）を有していた。
- (3) ここで、折からの物価高や天候不順のために家業が傾き始めてしまった A は、早急に資金を調達する必要に迫られ、同年 10 月 5 日、 $\alpha$  債権を C へ譲渡し、同日付の確定日付ある証書によってその事実を B へ通知した。この通知は同年 10 月 7 日に B に到達した。
- (4) さらに、誘惑に負けた A は、同年 10 月 6 日、 $\alpha$  債権を D へも譲渡し、同日付の確定日付ある証書によってその事実を B へ通知した。この通知は同年 10 月 7 日に B に到達した。
- (5) C は、B に対して貸金債務 800 万円（以下、この貸金債務を「 $\beta$  債務」、これにかかる貸金債権を「 $\beta$  債権」という。）を負っていた。そこで、C は B に対して、同年 10 月 10 日、A から譲渡された  $\alpha$  債権を自働債権として相殺する旨の意思表示をした。

[問い] 現在、 $\alpha$  債権・ $\beta$  債権のどちらも弁済期にある。ここで、B は、C に対して  $\beta$  債権に基づき貸金返還請求をしたところ、C は相殺した旨を主張している。

BC 間の法律関係について検討しなさい。なお、遅延損害金は考えなくてよいものとする。

[問 2](20 点)

不動産賃貸借契約の借借人が賃貸人に承諾を得ずに目的物を転貸した場合について考える。民法 612 条 2 項を根拠に賃貸人には解除権が生じるが、これを制限する法理として判例上確立している「信頼関係破壊の法理」について説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

〔問1〕 (20点)

「訴訟資料」と「証拠資料」の関係を説明しなさい。

〔問2〕 (15点)

Aは、Bに対して貸金債権（以下、「AB債権」という）を有しているとして、Bに代位して、Cを被告として、BがCに対して有する売買代金債権（以下、「BC債権」という）の支払いを求める訴えを提起した。

審理の結果、裁判所は、「BC債権は存在するが、AB債権は存在しない」という心証に達した。裁判所は、どのような判決をすべきか。論拠を示して説明しなさい。なお、検討に際しては、被保全債権（AB債権）の存在以外の債権者代位権の適法要件は備わっていることを前提としなさい。

《問題2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。

解答は、【問題1】【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕

(1) 譲渡制限株式を発行する会社が、定款を変更して株式譲渡制限を撤廃するにはいかなる手続が必要となるか、説明しなさい。5点

(2) A株式会社の監査役は、A社の使用人を兼ねることができるか。なぜか。会社法の根拠条文とともに簡潔に解答しなさい。5点

〔問2〕

公開会社であるP株式会社の取締役会は業務提携の必要からQ株式会社に対して第三者割当増資（以下「本件新株発行」）を行ったが、その際に新株発行当時のP社株式の公正な価額は1株式1000円であったにもかかわらず、500円を払込価額とした。本件新株発行に、P社の株主総会決議はない。本件新株発行後にこの事実を知ったP社株主Xは、P社代表取締役Yに対して会社法429条1項に基づく損害賠償請求責任を問うことができるか。なお、要賠償額の検討を要しない。また、本件新株発行の効力の検討は要しない。25点

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

## 【出題趣旨】

### 民法

#### [問 1]

債権の二重譲渡において、確定日付ある証書が債務者へ同時に到達した場合の処理について問う問題である。

#### [問 2]

いわゆる信頼関係破壊の法理について説明することを求める問題である。

### 民事訴訟法

#### [問 1]

民事訴訟における「主張」（訴訟資料）と「立証」（証拠資料）の関係についての理解を問う問題である。

#### [問 2]

訴訟要件たる当事者適格（訴訟担当資格）の審理についての理解を問う問題である。

### 商法

#### [問 1]

(1) は株式譲渡制限を廃止する定款変更の株主総会の決議方法を、(2) は会社法 335 条 1 項の趣旨を、それぞれ問う問題である。

#### [問 2]

新株有利発行による株主の損害につき、取締役の 429 I に基づく責任の成否を問う。株主の間接損害と構成して 423 I 責任、847 の代表訴訟となる（東京高判平成 17・1・18 金判 1209 号 10 頁）か、直接損害に当たるとして 429 I 責任追及ができる（福岡地判昭和 62・10・28 判時 1287 号 148 頁）かを検討することが期待される。